

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局医事課

		政策体系上の位置付け								
<p>施策名</p>	<p>今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること</p> <p>(I-2-1)</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p>								
<p>施策の概要</p>	<p>国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、看護師等の医療従事者を養成する養成施設等の指定等を行うとともに、女性医師や看護職員の再就業の支援を行うことで、医療従事者の確保を行う。</p>									
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) これまでに「医師の需給に関する検討会」や「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」等により推計された医療従事者の需要と供給の見通しでは、現在医療従事者は充足している状況にはなく、今後医療従事者の需要が増加することが示されている。 とりわけ医師数については、現状では総数が不足しているという認識の下で対策を行う必要がある。厚生労働省において本年6月においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」において、医師の需給につき、医師不足の現状にかんがみ、総体として医師養成数の増加及び医師養成環境の整備をはかることとしているが、今後とも着実な実施に努めていく必要がある。</p> <p>(有効性) 医療従事者の確保を図るために、新たな医療従事者の養成を進めるとともに、離職した医療従事者の再就業を促す施策が実施され、医療従事者の確保が推進されていることから施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。</p> <p>(効率性) 医療従事者の確保の観点から、すでに免許を有しているが就業していない者の復職の支援を行うために、女性医師及び看護職員について再就業の支援を行う施策が実施されており、施策目標の達成に関して効率的な取組であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 医療従事者は毎年着実に増加しているが、今後も適正に医療が供給できるよう医療従事者を確保していく施策を実施していく必要があると考えられる。また、産婦人科、小児科などの診療科を中心に、多くの地域で医師不足問題が深刻になっており、地域に必要な医師を確保することは喫緊の課題である。平成19年度には、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策」や本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、各般の幅広い施策を実施していく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <table border="1" data-bbox="427 1473 1331 1883"> <tr> <td>i</td> <td>施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。</td> </tr> </table>		i	施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）	ii	施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	iii	機構・定員要求を検討（該当する場合に○）	(理由) 現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。	
i	施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）									
ii	施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討									
iii	機構・定員要求を検討（該当する場合に○）									
(理由) 現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。										

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 就業医師数(単位:人)(一)	—	256,668	—	263,540	—
2 就業女性医師数(単位:人) (前回調査時以上)	—	42,040 【108%】	—	45,222 【107.6%】	—
3 女性医師バンクの再就業支援件数 (単位:人) (前年度以上)	—	—	—	84	207 【246.4%】
4 就業看護師数(単位:人) (前年度以上)	772,407 【104%】	797,233 【103.2%】	822,913 【103.2%】	848,185 【103.1%】	集計中
5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数(単位:人) (前年度以上)	18,945 【99%】	16,830 【88.8%】	16,107 【95.7%】	16,227 【100.7%】	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月)では、2004年「医師不足量」を9000人としている。 ・ 指標1及び2は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。 ・ 指標3は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受けた女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。 ・ 指標4及び5は、医政局看護課調べによる。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年1月に公表予定。 ・ 指標5には助産師確保総合対策事業が含まれており、また再就職した看護職員数は都道府県のナースセンターからの実績報告書を集計したもの。 					
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	5つの安心プラン(政府発表)	平成20年7月29日	○ 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会 救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。